

衛星データ利用に関する今後の取組方針について（改訂案）

令和 7 年 1 2 月 2 日

衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォース

衛星リモートセンシングデータ（以下「衛星データ」とする）の利用拡大によって、デジタル化、更には、それを通じた持続的で強靱な社会システムの構築に資するため、関係府省は、それぞれの業務における衛星データの利用を民間に率先して進める等、衛星データの利用拡大に取り組む。その際、関係府省は、特に以下の方針に留意して取り組むこととする。

1. 各府省の業務における衛星データの利用拡大に向けた取組を加速すること。これまでの取組を通じ各府省のそれぞれの業務に著実に衛星データの利活用が進んでいるという成果を踏まえ、衛星データの利用をさらに加速していくため、令和 6 年度からの 3 年間を「民間衛星の活用拡大期間」として進めて頂きたい。特に、技術力を持った国内スタートアップ等が提供する衛星データを関係府省で積極調達・利用することで、更なる投資促進の好循環を生み出すとともに、安全保障や国土強靱化、地球規模課題への対応に繋げることを目指すこと。
2. 本期間中に国産民間衛星コンステレーションの構築が着実に進んでいるとともに、ALOS-4、GOSAT-GW などの打上げ成功、地上側の運用システム構築等により官民衛星の体制・機能が急速に充実していることを踏まえ、官民衛星の特性を生かした「コンビネーション利用」の拡大に取り組むこと。
3. 衛星データの政府による積極調達を進めるに当たっては、負担可能なコストを含む要求仕様の明確化、それぞれの現場での衛星データに関する知見の共有を図るとともに、衛星データの利用が合理的であると判断された場合には、業務手順書に衛星データの利用を推奨する旨の記載を行うなどの取組を関係府省で進めて頂いているところだが、さらに「民間衛星の活用拡大期間」においては、技術力を持った国内スタートアップ等が提供する衛星データを含め
 - ①活用可能なサービスや重要箇所のアーカイブ画像取得など国による衛星データ調達・利用の促進
 - ②自治体・民間等による衛星データ調達・利用に対し交付金等を活用するなど国による支援の促進
 - ③衛星データ調達・利用に有効な衛星データ提供プラットフォーム・解析技術・技術指針の検討・策定など国による先行的な技術研究開発の促進を行うなど、衛星データの利用拡大に向け必要な環境整備を進めること。

4. 様々な社会課題分野への対応として、関連する取組が複数の府省で進められている状況を踏まえ、これら分野ごとの関係府省の連携を促進すること。具体的には、ベストプラクティスの共有や実証事業における協力、衛星データの共同利用等に資する基盤の整備など、衛星データの利用拡大に向けた府省間の連携に、一層積極的に取り組むこと。